

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 福吉<br>( 福吉 )        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 7.92 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 7.92 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針※   |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針※   |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針※  |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※   |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|   |
|---|
| <p>①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p> <p>②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。</p> <p>③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。</p> <p>④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。</p> <p>⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。</p> <p>⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。</p> <p>⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経理ができるように務める。</p> <p>⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。</p> <p>⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。</p> |
|---|

4 変更内容

|  |
|--|
| 福吉274、274-1、459、460、467、489-1について耕作者を変更する。 |
|--|

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 皆田<br>( 皆田 )        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 4.86 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 4.86 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

皆田23、121、310-1、324-1について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 南中山<br>(南中山)        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 5.68 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 5.68 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

南中山175、499について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 才金<br>(才金)          |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 21.87 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 21.87 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

才金1274、1396、1471、1472、1473について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 金屋<br>( 金屋 )        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 32.86 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 32.86 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

金屋1-2、121、350、420、951、1011、1048-1、1079、1121、1333、1338-1について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | カ万<br>(カ万)          |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 8.64 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 8.64 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

力万585、587、598について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 須安<br>( 須安 )        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 15.55 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 15.55 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

須安661、756-1、937、938について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 宇根<br>(宇根)          |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 1.60 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 1.60 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

宇根784を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 上上月<br>( 上上月 )      |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

一部においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 4.99 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 4.99 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稲、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

上月1084-1、1089、1090、1092-1、1094-1について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 中上月<br>( 中上月 )      |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

|  |
|--|
| <p>今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。</p> |
|--|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

|   |
|---|
| <p>自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。</p> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 0.46 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 0.46 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|  |
|--|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。</p> |
|--|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者等)に集積していく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

上月244-1、324、325-1、327-1について耕作者を変更する。  
 上月248を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下上月<br>( 下上月 )      |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 5.76 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 5.76 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稲、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

上月269-14、仁位453について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 仁位<br>( 仁位 )        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

|  |
|--|
| 現状として、75才以上の農業者の農地面積は比較的少ないが、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。 |
|--|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

|  |
|--|
| 自作する者は農業を継続できるまで耕作し、困難となった場合、担い手に集積していく。 |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 11.09 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 11.09 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

仁位393を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 早瀬1<br>(早瀬)         |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

|                                 |
|---------------------------------|
| 高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。 |
|---------------------------------|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

|   |
|---|
| 環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。<br>地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。 |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 11.02 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 11.02 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※<br>中心となる担い手が存在せず、高齢化に鑑み早急に担い手を探し集積・集約化を進めていく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※<br>農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※<br>現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※<br>今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針<br>耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

早瀬39、51、72、92、94、111、116-1、116-2、118、125、126、128、158、167-1、168-2、169、316、376-2、381-2、474-1、476、481、483、634、635、720について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 早瀬2<br>(早瀬)         |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、経営規模を拡大したい認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 5.84 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 5.84 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

早瀬175、176-1について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)         |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 櫛田南<br>(原前・原中・原下・平谷) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回)  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、経営規模を拡大したい認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 32.12 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 32.12 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

櫛田2623について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 円光寺<br>(円光寺)        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 13.29 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 13.29 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

円光寺70-1について耕作者を変更する。

|  |
|--|
|  |
|--|

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下秋里<br>( 下秋里 )      |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、認定農業者への集積が進んでいるが、今後は高齢化が進むことが懸念されるため、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、認定農業者に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 16.25 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 16.25 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 現在自作している農業者が規模を縮小又はやめることになった場合に、認定農業者に集積していく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

|                         |
|-------------------------|
| 下秋里804、818について耕作者を変更する。 |
|-------------------------|

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 西新宿<br>(西新宿)        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

|                                 |
|---------------------------------|
| 高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。 |
|---------------------------------|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

|                                   |
|-----------------------------------|
| 農業上の利用が行われる農用地等がないため、定期的な圃場管理を行う。 |
|-----------------------------------|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 7.45 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 0.00 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 外部の担い手を発掘する。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携    | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

西新宿1380-28、1399、1399-16、1428-3を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 佐用町<br>(501)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 大日山<br>(大日山)        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月26日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

|                                 |
|---------------------------------|
| 高齢化が進んでおり、将来を見据えた管理・保全方法が必要である。 |
|---------------------------------|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

|   |
|---|
| 担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。 |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 1.57 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 1.57 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|---|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※  |
| 外部の担い手を発掘する。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※  |
| 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手(認定農業者)に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※   |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※  |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 耕作者に一任する。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携    | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。  
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。  
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。  
 ⑤水稲、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。  
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。  
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。  
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。  
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

大目山1055を追加する。